

令和4年度補正 持続的畑作生産体系確立緊急支援事業 事業の概要 (都道府県向け補助金)

1. 事業内容

畑作産地において、病虫害の発生リスクの低減や需要のある作物への転換、労働力不足等の課題に対応するため、国産需要の高い作物の生産拡大、環境に配慮した生産体系の確立等に向けた取組を支援

2. 事業実施主体

都道府県、市町村、農業者、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者等（事業メニューにより異なります。）

3. 事業メニュー

I 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業

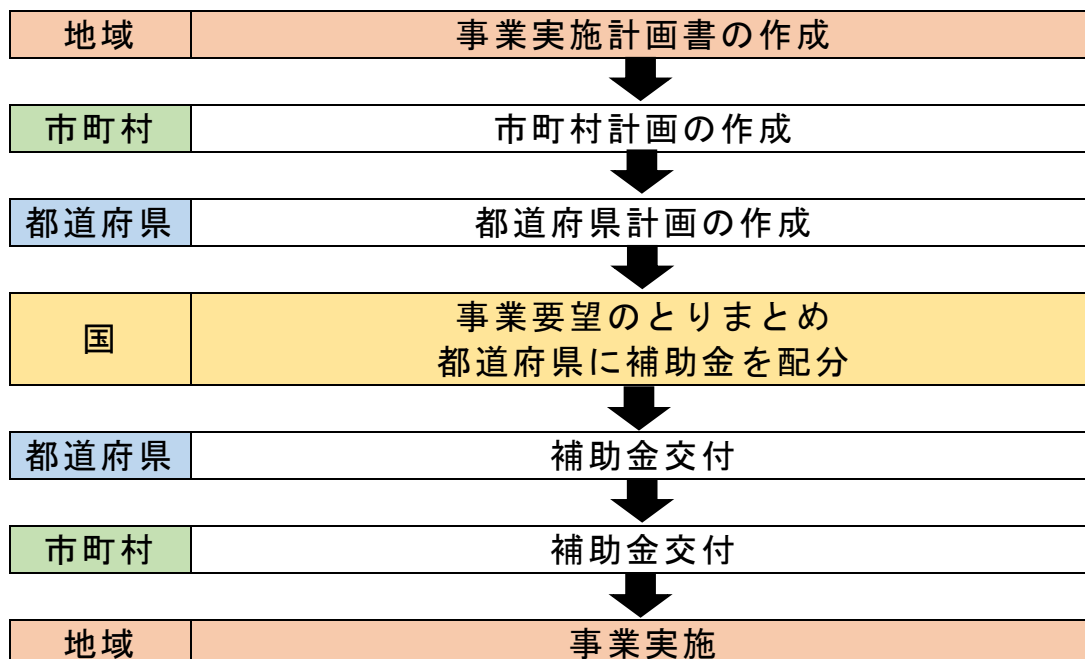
- (1) 種ばれいしょの新産地形成支援事業 P. 3 参照
- (2) 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業 P. 5 参照
- (3) 種ばれいしょの安定供給対策事業 P. 6 参照
- (4) ばれいしょの病虫害抵抗性品種普及拡大事業 P. 8 参照
- (5) ばれいしょ産地モデル育成推進事業 P. 9 参照
- (6) ばれいしょ保管施設等整備事業 P. 10 参照
- (7) 豆類等の安定生産対策事業 P. 11 参照
- (8) 持続的な生産・流通体系確立事業 P. 15 参照
- (9) 労働負担軽減対策事業 P. 16 参照
- (10) てん菜から需要の高い作物への転換支援事業 P. 18 参照

II 環境に配慮した生産体系確立支援事業

- 環境に配慮した地域生産モデル確立事業 P. 20 参照

取組要件等については、持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金
交付等要綱及び持続的畑作生産体系確立緊急支援事業実施要領にて
ご確認願います。

4. 事業実施の流れ



5. 都道府県の予算額の配分

施設整備事業とそれ以外の事業に分けて配分する。施設整備以外の事業については、重要な取組を優先的に採択した上で、事業計画の成果目標（ポイント）に応じて配分対象となる事業計画を決定し、予算の範囲内で配分する。

I 施設整備事業（ばれいしょ保管施設等整備事業）
予算の範囲内で成果目標（ポイント）に応じて採択

II 施設整備以外の事業

（１）優先的に採択（ポイント算定不要）

- ・種ばれいしょの新産地形成支援事業
- ・種ばれいしょ生産の省力技術確立事業
- ・種ばれいしょの安定供給対策事業
- ・ばれいしょの病虫害抵抗性品種普及拡大事業
- ・ばれいしょ産地モデル育成推進事業
- ・てん菜から需要の高い作物への転換支援事業

（２）（１）の採択後に予算の範囲内で成果目標（ポイント）に応じて採択

- ・豆類等の安定生産対策事業
- ・持続的な生産・流通体系確立事業
- ・労働負担軽減対策事業
- ・環境に配慮した地域生産モデル確立事業

6. 各事業メニューの概要

I 国産需要の高い作物の生産拡大等支援事業

(1) 種ばれいしょの新産地形成支援事業（補助率：定額、1/2以内）

①支援内容

新たな種ばれいしょ産地の形成に向けた次の取組等を支援

- a 種ばれいしょの生産開始に向けた検討会等に必要な経費
- b 種ばれいしょの生産開始に必要な経費
- c 種ばれいしょ生産を開始するために必要な農業機械等の導入

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体、民間事業者（1戸1法人・個人事業主を除く）、地域農業再生協議会、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人、コンソーシアム（※）、農業者

※都道府県及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

種ばれいしょ

④成果目標等

【成果目標】

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、事業を実施した新たな種ばれいしょ産地から植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項による指定種苗等として合格した種ばれいしょを供給。

【必須要件】

- ・事業実施年度を含む5年間、原則、種ばれいしょの作付面積を維持または拡大すること。
- ・①のaの検討会の開催は、補助金の申請の有無にかかわらず、必ず実施すること。

⑤補助対象経費等

- a 種ばれいしょの生産の開始に向けた検討会の開催、種ばれいしょ生産技術の習得に必要な研修会の開催、栽培マニュアルの作成等に要する経費（補助率：10/10以内、補助金の上限：300万円）
- b 種ばれいしょの生産開始に必要な経費（種いも切断作業やほ場見回り作業などの労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定費等）

【支援単価】20,000円/10a

【対象ほ場】種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年2月27日農林省告示第59号）第8条第2号の検査合格の基準等を全て満たす原種ほ及び採種ほの面積

【対象面積】事業実施年産の種ばれいしょ作付面積のうち前年産から増加した面積

- ・ 種ばれいしょ生産を開始するために必要な農業機械等の導入、リース導入または改良に要する経費（補助率：1/2以内）

⑥留意事項

- ・ 事業実施年度を含む5年間の種ばれいしょ生産・販売計画を策定すること
- ・ 植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項により指定種苗等として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。
- ・ 種ばれいしょの主産地である北海道以外に新たな種ばれいしょ産地を形成することで、種ばれいしょの安定供給体制を構築するとともに異常気象などによる不作のリスクを分散することを目的としているため、北海道において本事業に取り組む場合は、当該産地に種ばれいしょの作付けがないこと。

【以下、①のcのみ】

- ・ 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- ・ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。
- ・ 本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- ・ 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械等の代替（いわゆる更新）ではないこと。

(2) 種ばれいしょ生産の省力技術確立事業（補助率：定額）

①支援内容

種ばれいしょ生産の省力化に向けて、種いも切断作業やほ場見回り作業等の負担の軽減、次期作に向けた選別作業や貯蔵管理等の作業の省力化につながる新たな技術の実証等を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体、民間事業者（１戸１法人・個人事業主を除く）、コンソーシアム（※）

※実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

種ばれいしょ

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

- ・実証等を行った技術等を当該技術等が導入されていない地域１カ所以上に導入
- ・種ばれいしょ生産の10a当たりの労働時間を３％以上削減

⑤補助対象経費

- ・種ばれいしょ生産の省力化に資する新たな技術の実証及び当該技術で生産した種ばれいしょの品質評価等に要する経費（補助率：10/10以内）

⑥留意事項

- ・事業の一部を委託する場合は、委託費は補助対象経費の額の50％未満とすること。
- ・事業実施年度から目標年度の前年度までの間に事業実施状況報告書を提出する際に、実証結果の概要及び当該技術の導入に向けた取組状況等について報告すること。（必要に応じ、国や都道府県が実施効果等を調査）

(3) 種ばれいしょの安定供給対策事業

(ア) 種ばれいしょの緊急増産（補助率：定額）

① 支援内容

ばれいしょの早期増産のため、加工用等の需要に応じた種ばれいしょの増産に追加的に必要となる経費（種いも切断作業やほ場見回り作業等の労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定費等）に対して支援

② 事業実施主体

農業協同組合、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人等

③ 対象となるほ場と面積

【対象ほ場】種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年2月27日農林省告示第59号）第8条第2号の検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほ

【対象面積】事業実施年度に収穫される種ばれいしょ作付面積のうち前年度から増加した面積

④ 対象作物と支援単価

【対象作物】種ばれいしょ

【支援単価】20,000円/10a

⑤ 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・種ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して5%以上増加
- ・種ばれいしょの生産量を5%以上増加

⑥ 留意事項

- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。
- ・補助対象面積については、販売計画等に基づいた作付面積であることが確認出来る面積とすること。

(イ) 種ばれいしょのり病率低減（補助率：定額）

① 支援内容

種ばれいしょほ場におけるウイルスリ病率を0.1%未満に低減するために追加的に必要となる経費（ほ場見回り労働費、防除薬剤費及びウイルス株検定費等）に対して支援

② 事業実施主体

農業協同組合、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人等

③ 対象となるほ場と面積

【対象ほ場】種馬鈴しょ検疫規程（昭和26年2月27日農林省告示第59号）第8条第2号の検査合格の基準を全て満たす原種ほ及び採種ほ

【対象面積】事業実施年度に収穫される種ばれいしょ作付面積。
ただし、前年度からの増加分は補助対象外。

④ 対象作物と支援単価

【対象作物】種ばれいしょ

【支援単価】8,000円/10a

⑤ 成果目標等

【成果目標】事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・種ばれいしょの規格内率を、直近7中5年間の平均と比較して1ポイント以上増加
- ・種ばれいしょの生産量を5%以上増加

【必須要件】

- ・本取組を行ったほ場におけるウイルスリ病率を0.1%未満に低減すること。
- ・事業実施後4年間は原則、事業実施の前年度と概ね同等の規模で種ばれいしょの作付面積を維持すること。

⑥ 留意事項

- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。

(4) ばれいしょの病害虫抵抗性品種普及拡大事業（補助率：定額）

① 支援内容

持続的な畑作営農の確立に向けて、難防除病害虫の発生抑制を図るために導入する病害虫抵抗性品種の経費を支援

② 事業実施主体

農業協同組合、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会 等

③ 対象作物・品種と支援単価

【対象作物】ばれいしょ（種子用を除く）

【対象品種】ジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有するばれいしょ品種。（品種登録出願中又は品種登録出願が見込まれる品種候補を含む。）

【支援単価】3,000円/10a

④ 対象となる面積等

事業実施年度に収穫される病害虫抵抗性品種の作付面積のうち前年度から増加した面積

⑤ 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・事業実施地区におけるばれいしょ作付面積のうちジャガイモシストセンチュウ抵抗性、又はジャガイモシロシストセンチュウ抵抗性を有する品種の作付面積の割合を6ポイント以上増加又は100%とする
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比べて5%以上増加

⑥ 留意事項

植物防疫法（昭和25年法律第151号）第13条第1項により指定種苗として合格した種ばれいしょを用いた取組であること。

(5) ばれいしょ産地モデル育成推進事業（補助率：定額、1/2以内）

① 支援内容

需要に応じた生産体制の構築に向けて、ばれいしょの種子生産から生産物の貯蔵及び実需者への供給までの一気通貫した生産体系を有する産地モデルの育成に必要な次の取組等を支援

a 協議体の運営等

b 産地モデルの育成に必要な農業機械等の導入

② 事業実施主体

都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体、民間事業者（1戸1法人・個人事業主を除く）、地域農業再生協議会、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人、コンソーシアム（※）

※種ばれいしょの生産者、農業協同組合又は農業協同組合連合会、実需者、都道府県又は市町村を必須の構成員とする。

③ 対象作物

ばれいしょ

④ 成果目標等

【成果目標】事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を設定。

- ・ ばれいしょの実需との販売割合を2%または2ポイント以上増加
- ・ 種ばれいしょ又はばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5%以上増加

【必須要件】

- ・ 事業実施年度を含む5年間の産地における種ばれいしょの生産・調達及びばれいしょ生産・販売計画（協議体構成員の役割分担を含む）を策定すること。
- ・ ①のaの取組は、補助金の申請の有無にかかわらず、必ず実施すること。

⑤ 補助対象経費等

a 産地モデルの育成に向けた協議体の運営等に係る経費（補助率：10/10以内）

b 産地モデルの育成に必要な農業機械等の導入（補助率：1/2以内）

⑥ 留意事項

- ・ 導入等する農業機械及び施設等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械及び施設等の代替（いわゆる更新）ではないこと。
- ・ 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- ・ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。

- ・本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。

（6）ばれいしょ保管施設等整備事業（補助率：1/2以内）

①支援内容

（5）の事業で設置する協議体の構成員が、需要に応じた生産体制を構築するために必要な施設等の整備に要する経費を支援

②事業実施主体

農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体、民間事業者（1戸1法人・個人事業主を除く）、地域農業再生協議会、種ばれいしょの生産を行う公益社団法人・公益財団法人・一般財団法人

③対象作物

ばれいしょ

④成果目標

事業実施年度の翌々年度（※）を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・ばれいしょの実需との販売割合を2%または2ポイント以上増加
- ・種ばれいしょ又はばれいしょの作付面積を直近4年間の作付面積の平均と比較して5%以上増加

※都道府県知事が必要と認める場合は事業実施年度を含む5年までの範囲内で設定可

⑤補助対象経費

- ・産地モデルの育成のために必要な施設等の整備に要する経費。（補助率：1/2以内）

(7) 豆類等の安定生産対策事業

ア 豆類の複数年契約取引（補助率：定額）

① 支援内容

小豆及びいんげんの安定生産を図るため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を構築する取組を支援

② 事業実施主体

農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会

③ 対象作物等

【対象作物】小豆及びいんげん

【支援単価】4,000円/10a

【補助金額】補助金額＝(A－B)÷C×D

A:事業実施年産の補助対象となる契約取引数量

B:事業実施前年産の補助対象となる契約取引数量

C:補助対象品目に係る地域の平均単収

D:支援単価

④ 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引量に対して占める割合を2ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3%以上増加
- ・事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4ポイント以上増加

⑤ 補助対象となる契約取引

次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- ・は種前に取引契約を締結していること（※）
- ・複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること
- ・契約書において、品目、取引数量及び取引価格が定められていること（※）
- ・受益農業従事者、事業実施主体及び実需者等の三者が契約主体となっていること（※）

※詳細については、予算成立後に施行予定の持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱及び持続的畑作生産体系確立緊急支援事業実施要領にてご確認願います。

イ 豆類の新品種導入（補助率：定額）

①支援内容

小豆及びいんげんの安定生産を図るため、需要に応じた収益性・作業性等の向上に資する新品種を導入する取組を支援

②事業実施主体

農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会

③対象作物等

【対象作物】小豆及びいんげん

【支援単価】7,500円/10a

【対象面積】事業により新品種の導入を行う年産の取組面積から前年産の取組面積を除いた面積

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・ 事業対象の豆の複数年契約取引数量が事業対象の豆の全体の取引量に対して占める割合を2ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆の導入比率を2ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3%以上増加
- ・ 事業対象の豆の新品種の作付面積が事業対象の豆の全体の作付面積に対して占める割合を4ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆の10アール当たりの労働時間を3%以上削減

ウ そばの複数年契約取引（補助率：定額）

①支援内容

そばの安定生産を図るため、複数年の契約取引を導入し実需者等と結び付いた供給体制を強化する取組を支援

②事業実施主体

農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会

③対象作物等

【対象作物】 そば

【支援単価】 1,000円/10a

【補助金額】 補助金額＝A÷B×C

A:事業実施年産の補助対象となる契約取引数量
(kg、玄そば換算)

B:地域のそばの平均単収
(作物統計調査市町村別データの直近7中5)

C:支援単価

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・ そばの複数年契約取引先を1者以上増加
- ・ そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2ポイント以上増加

⑤補助対象となる契約取引

次に掲げる基準を全て満たすものとする。

- ・ 事業実施年産以降の複数年（2か年以上）の取引契約を締結していること
 - ・ 事業実施年産のそばのは種前に取引契約を締結している、又は、事業実施年産のそばのは種前に事業実施主体と実需者との間で需給に関する情報交換を行った上で収穫前に取引契約を締結していること（※）
 - ・ 実需者との取引契約書において、品目（玄そば、抜き実などの取引形態を含む）、取引数量及び取引価格が定められていること（※）
 - ・ 事業実施主体とそば生産者との間で出荷契約が締結されていること
- ※詳細については、予算成立後に施行予定の持続的畑作生産体系確立緊急支援事業補助金交付等要綱及び持続的畑作生産体系確立緊急支援事業実施要領にてご確認願います。

エ なたねの品種転換に係る交雑防止対策（補助率：定額）

①支援内容

なたねのダブルロー品種の安定生産を図るため、品種転換時に他品種との交雑を防止する取組を支援

②事業実施主体

農業協同組合、農業協同組合連合会、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会

③対象作物等

【対象作物】なたね

【支援単価】3,000円/10a

④対象となる面積

事業実施年にダブルロー品種以外のなたねを生産した地区において、事業実施年には種するなたねを全てダブルロー品種に転換する際に、なたねの野良生え対策を実施する面積とする。（ダブルロー品種は、きらきら銀河、キラリボシ及びペノカのいずれかであり、事業実施地区において同一の品種に転換する場合に限る。）

ただし、事業実施地区において事業実施年に収穫したなたねの面積を上限とする。

⑤成果目標

事業実施年には種するなたねの面積に占めるダブルロー品種の割合を100%とする。

なお、事業実施地区内で作付されるなたねは、事業実施年度を含む5年間、原則、ダブルロー品種とする。

(8) 持続的な生産・流通体系確立事業（補助率：定額）

① 支援内容

持続的な畑作生産に向けて、需要に応じた輪作体系の導入など新たな生産・流通体系の確立を図るために必要な実証等を支援

② 事業実施主体

都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体、民間事業者（1戸1法人・個人事業主を除く）、コンソーシアム（※）

※都道府県、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③ 対象地域等

【対象地域】 てん菜が作付けされている地域等（※）

※（7）の事業実施主体又は当該事業実施主体を構成員とするコンソーシアムが（7）の目標達成に必要な取組を行う場合を含む

【対象作物】 豆類（大豆を含む）、ばれいしょなど地域の輪作を構成する作物、てん菜から転換する作物、（7）の第3の1の作物、その他知事特認作物

④ 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・ 実証等を行った技術を当該技術が導入されていない地域1ヵ所以上に導入
 - ・ ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2ポイント以上増加
 - ・ ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3%以上増加
 - ・ 事業対象の豆の導入比率を2ポイント以上増加
 - ・ てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50%以上とする
- ※（7）関連の取組については（7）の成果目標を設定可

⑤ 補助対象経費等

- ・ 需要に応じた輪作体系の導入など新たな生産・流通体系の構築に必要な実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する経費。（補助率：10/10以内）
- ・ 1事業実施主体当たりの補助金の上限は1,000万円。

⑥ 留意事項

- ・ 事業の一部を委託する場合は、委託費は補助対象経費の額の50%未満とすること。
- ・ 事業実施年度から目標年度の前年度までの間に事業実施状況報告書を提出する際に、実証結果の概要及び当該技術の導入に向けた取組状況等について報告すること。（必要に応じ、国や都道府県が実施効果等を調査）

(9) 労働負担軽減対策事業

ア 基幹作業の外部化に向けた取組（補助率：1/2以内）

① 支援内容

豆類（大豆を除く）、ばれいしょ、てん菜からの転換により作付が増加する作物の適期作業を推進するため、基幹作業（※）のいずれかの外部委託に要する経費を支援

※は種又は植付、中耕、防除、収穫に係る作業

ばれいしょの貯蔵庫前等における集中選別に係る作業

② 事業実施主体

都道府県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会、民間事業者（1戸1法人・個人事業主を除く）

③ 対象作物

- ・ 小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ
- ・ てん菜からの転換に取り組む地域においては、てん菜からの転換により生産量が増加する作物（高収益作物、子実用とうもろこし、青刈りとうもろこし等）も対象

④ 成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・ 10a当たりの労働時間を3%以上削減
- ・ ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2ポイント以上増加
- ・ ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3%以上増加
- ・ 事業対象の豆の導入比率を2ポイント以上増加
- ・ 事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3%以上増加

⑤ 補助対象経費

- ・ 補助対象経費は、事業実施年産の前々年産に比して増加した委託面積又は選別委託量相当額を上限とし、対象作物の基幹作業ごとに次の算式によるものとする。
- ・ 補助金額＝ $(A - B) \times C \times 1/2$ 以内
A：事業実施年産委託面積（又は量）
B：前々年産委託面積（又は量）
C：事業実施年産の面積（又は量）当たり作業委託価格（税抜）

イ 省力作業機械の導入（補助率：1/2以内）

①支援内容

畑作物の生産拡大やコスト低減のため、基幹作業の省力化に資する農業機械等の導入（※）、リース導入又は改良に要する経費を支援
※導入については作業受託面積の拡大に必要なものに限る。

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体（※）、地域農業再生協議会、民間事業者（1戸1法人・個人事業主を除く）
※受益戸数が3戸以上又は農業従事者が5名以上の団体

③対象作物

小豆、いんげん、落花生、ばれいしょ、てん菜（移植から直播に変更するために必要となる農業機械等に限る。）

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を1つ設定。

- ・10a当たりの労働時間を3%以上削減
- ・ばれいしょの導入比率を直近4年間の平均と比較して2ポイント以上増加
- ・ばれいしょの作付面積を直近4年間の平均と比較して3%以上増加
- ・事業対象の豆の導入比率を2ポイント以上増加
- ・事業対象の豆の10a当たりの収量を直近7中5年間の平均と比較して3%以上増加
- ・てん菜の作付面積のうち直播栽培の割合を50%以上とする

⑤留意事項

- ・農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円。
- ・本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- ・農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。
- ・導入等する農業機械等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械等の代替（いわゆる更新）ではないこと。
- ・事業実施主体は、費用対効果分析を実施して投資効率等を十分検討すること（導入に限る）。
- ・対象作物がてん菜の場合は、（10）の第1の趣旨を十分に考慮した事業実施計画に限り支援する。

(10) てん菜から需要の高い作物への転換支援事業

ア てん菜からの転換（補助率：定額）

①支援内容

輪作体系を構成する作物のうち、ばれいしょや豆類は需要が高まっている一方で、てん菜から製造される砂糖は低甘味嗜好などにより消費量が減少し続けていることから、需要に応じた生産体系の構築に向けて、てん菜から需要の高い作物等への転換に必要な土壌分析や土壌改良資材等の経費を支援

②事業実施主体

市町村、農業協同組合、農業者、農業者の組織する団体、地域農業再生協議会

③対象となる面積

【対象面積】てん菜から需要の高い作物に転換する面積

ただし、成果目標におけるてん菜の作付面積の減少分を上限とする

④対象作物と支援単価

対象作物	支援単価	備考
大豆、でん粉原料用ばれいしょ	25,000円/10a	
子実用とうもろこし	35,000円/10a	注 1
上記以外の需要の高い作物	30,000円/10a	注 2
緑肥	25,000円/10a	注 3

注 1) 子実用とうもろこしの収穫後の葉・茎等の残渣は、ほ場にすき込むこと

注 2) 小豆、いんげん、落花生、加工用・種子用ばれいしょ、冷凍用ブロッコリー、冷凍用えだまめ、青刈りとうもろこし、その他知事特認作物

注 3) 事業実施年度の翌年度以降に当該ほ場にてん菜を作付けする時に、事業実施年度に緑肥に転換した面積と同規模で需要の高い作物に転換する場合に限る

⑤成果目標（目標年度：事業実施年度）

事業実施地区における事業実施年度のてん菜の作付面積を事業実施年度の前年のてん菜の作付面積より減少。

なお、事業実施地区のてん菜の作付面積は、事業実施年度を含む5年間、原則、事業実施年度の面積を超えてはならない。

⑥主な取組要件

北海道における事業実施年のてん菜作付面積が前年を下回っていること。

イ 転換に必要な農業機械等の導入（補助率：1/2以内）

①支援内容

てん菜から転換して新たに導入する、又は作付面積を拡大する需要の高い作物の生産に必要な農業機械等の導入、リース導入又は改良に要する経費を支援

②事業実施主体

市町村、農業協同組合、農業者の組織する団体（※）、地域農業再生協議会 ※受益戸数が3戸以上又は農業従事者が5名以上の団体

③対象作物

大豆、小豆、いんげん、落花生、加工用・でん粉原料用・種子用ばれいしょ、冷凍用ブロッコリー、冷凍用えだまめ、子実用・青刈りとうもろこし、その他知事特認作物

④成果目標等

【成果目標】事業実施年度の4年後までに、てん菜から転換する需要の高い作物の作付面積の合計を直近4年間の当該作物の作付面積の合計の平均と比較して15%以上又は1ha以上増加。
（新規作物に転換する場合は、1ha以上導入）

【必須要件】ア（てん菜からの転換）と同時に導入するものに限る。

⑤留意事項

- ・ 農業機械1台当たりの補助金の上限は1,000万円。
- ・ 本体価格が50万円以上の農業機械等（アタッチメントを含む。）であること。
- ・ 農業以外に使用可能な汎用性の高い機械等の導入経費は補助対象外。
- ・ 本メニューにおいては、「農業用機械施設補助の整理合理化について」（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準を適用しないものとする。
- ・ 導入等する農業機械等の能力・規模が、受益面積等の範囲等からみて適正であること。また、既存の農業機械等の代替（いわゆる更新）ではないこと。

Ⅱ 環境に配慮した生産体系確立支援事業

環境に配慮した地域生産モデル確立事業（補助率：定額）

①支援内容

持続的な畑作営農の確立に向けて、化学農薬や化学肥料の投入量を低減した栽培方法の実証等を支援

②事業実施主体

都道府県、市町村、農業協同組合連合会、農業協同組合、農業者の組織する団体、民間事業者（１戸１法人・個人事業主を除く）、コンソーシアム（※）等

※都道府県、実需者及び農業者を必須の構成員とする。

③対象作物

主として畑地に作付けされる豆類（大豆を含む）、ばれいしょ、てん菜、その他知事特認作物

④成果目標

事業実施年度の翌々年度を目標年度として、次に掲げる目標を１つ設定。

- ・ 10a当たりの物財費を５％以上削減する技術を当該技術が導入されていない地域１ヵ所以上に導入
- ・ 10a当たりの物財費を当該地域の慣行栽培と比較して３％以上削減
- ・ 10a当たりの化学農薬の成分使用回数を当該地域の慣行栽培と比較して10％以上削減
- ・ 10a当たりの化学肥料の使用量を当該地域の慣行栽培と比較して10％以上削減

⑤補助対象経費等

- ・ 化学農薬や化学肥料の低投入型栽培技術の実証及び当該技術で生産した畑作物の加工品の試験製造・評価等に要する経費。（補助率：10／10以内）
- ・ １事業実施主体当たりの補助金の上限は1,000万円。

⑥留意事項

- ・ 事業の一部を委託する場合は、委託費は補助対象経費の額の50％未満とすること。
- ・ 事業実施年度から目標年度の前年度までの間に事業実施状況報告書を提出する際に、実証結果の概要及び当該技術の導入に向けた取組状況等について報告すること。（必要に応じ、国や都道府県が実施効果等を調査）